

## 学校法人皇學館 皇學館大学と公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との 連携に関する協定書

学校法人皇學館 皇學館大学（以下「甲」という。）と公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「乙」という。）は、相互の連携により、児童・青少年の育成と次代を担う人材育成に資するために、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと相互の機能向上をはかるとともに、児童・青少年の育成と児童・青少年の育成を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携、協力するものとする。

- （1）乙における児童・青少年の育成推進活動に関すること
- （2）甲及び乙における児童・青少年の育成を担う人材の育成に関すること
- （3）甲における課題解決学修やインターンシップ等を通じた人材の育成に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### （連携窓口の開示）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に窓口を定め、必要な協議を行うこととする。

### （秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示・漏えい又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日とする。

ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方が署名捺印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成25年//月 / 日

(甲) 伊勢市神田久志本町 1704 番地  
学校法人皇學館  
皇學館大学  
学 長

清水 潔



(乙) 松阪市立野町 1291 番地  
公益財団法人  
三重こどもわかもの育成財団  
理事長

太田 栄子

